## 設置条例改正方針(案)

改正前	改正後
第1章 総則	第1章 総則
・指定管理に関すること	・指定管理に関すること
・開場日および休場日に関すること	・開場日および休場日に関すること
第2章 市場関係事業者	第2章 市場関係事業者
	第1節 卸売業者 (新規追加)
	卸売業務の許可に関すること
第1節 仲卸業者	第2節 仲卸業者
仲卸業務の許可に関すること	仲卸業務の許可に関すること
「手続き」、「資格要件」に関する	この部分をどのようにするか関係
こと (第3条第2項第2号)	<b>」</b> 者の意見を聴いて定める。
第2節 売買参加者	第3節 売買参加者
売買参加者の許可に関すること	売買参加者の許可に関すること
「手続き」、「資格要件」に関する	この部分をどのようにするか関係
こと (第8条第2項第2号)	<b>」</b> 者の意見を聴いて定める。
第3節 附属営業人	第4節 付属営業人
付属営業 (山陰冷蔵) の許可に関	付属営業 (山陰冷蔵) の許可に関す
すること	ること
第3章 売買取引及び決済の方法	第3章 売買取引及び決済の方法
差別的取扱いの禁止(第 19 条第 1 項)	差別的取扱いの禁止
受託拒否の禁止(第 19 条第 2 項)	
第三者販売の原則禁止(第 20 条)	
商物一致の原則(第 21 条)	この部分をどのようにするか関係
仲卸業者による委託販売の委託の禁止	者の意見を聴いて定める。
(第 27 条第 1 号)	
仲卸業者による直荷引きは原則禁止(第	
27 条第 2 号)	卸売業者の取引条件の公表(新規追加)
	卸売業者による取引結果の公表(新規追加)
	卸売業者の委託手数料の公表(新規追加)
	開設者による取引結果の公表(新規追加)
第4章 監督	第4章 監督
監督処分に関すること	監督処分に関すること
第5章 市場施設の利用	第5章 市場施設の利用
第6章 雑則	第6章 雑則